

項目	要点	内容
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・人づくりに重点を置き、まちづくりに繋げていく ・市民自治による市民文化の創出 	<p>①文化芸術の振興に関し、基本理念、市民、団体及び市の役割、施策の基本となる事項を定めることにより、心豊かな市民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とします。</p> <p>②市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって生活の質の向上とともに市民自治による市民文化を創出することを目的とします。</p>
2 定義	表現の担い手	<p>①「表現の担い手」とは、プロフェッショナル、アマチュア問わず、心理的・感情的・精神的な内なるものを表現するあらゆる人をいいます。また、その表現の支え手も含みます。</p> <p>②「市民」とは市内在住・在勤・在学者をいいます。</p> <p>③「団体」とは文化芸術活動を行う文化芸術活動団体、企業、学校等をいいます。</p>
3 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の役割 ①全ての人の権利 ②自主性・創造性 ③表現の担い手を増やす ④未来志向 ⑤有機的な繋がり 	<p>・文化芸術の役割は、教養や娯楽にとどまらず、創造力をはぐくみ、人間の感性を育てるところにあります。そして、災害有事などにより、分断や排除の世の中になりそうなときであっても、文化芸術は、心に潤いを与え、人々の交流を育み、包摂の気持ちに変化させる力を持っています。</p> <p>文化芸術の力が、人々の心を変え、生活を豊かなものにします。このことを前提に、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければなりません。</p> <p>①乳幼児を含む子ども、高齢者、さまざまな困難を抱えた人、国籍を問わず、あらゆる人が文化芸術に関与し、参加し、表現し、支えることができる環境の整備に努めます。</p> <p>②表現の担い手の自主性及び創造性、文化芸術活動の多様性を尊重します。</p> <p>③表現の担い手の積極的な活動の支援、育成を図り、もって表現の担い手が増えていく社会環境づくりに努めます。</p> <p>④これまで培ってきた伝統文化を継承するとともに、新たな文化芸術が創造され続ける環境の整備に努めます。</p> <p>⑤国内外の人々や地域との交流を推進し、過去から現在、そして未来にわたり、人、ものが繋がり、文化芸術の基盤が発展していく社会環境づくりに努めます。</p>
4 市民の役割	市民自治	<p>①市民は、自らが表現の担い手として自覚し、その活力と創意をいかし、文化芸術の振興に努めます。</p> <p>②市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し合い、尊重し合うよう努めます。</p>
5 団体の役割		団体は、地域社会の一員として文化芸術の振興に努めます。
6 市の役割	日常的に文化芸術に触れられる機会	<p>①市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>②市は、市民や市内を訪れる人が日常的に文化芸術に触れられる機会を設け、文化芸術の創造に関わること並びに表現の担い手が多様な活動ができる環境の整備を行うため、必要な措置を講じます。</p> <p>③市は、文化芸術の振興を行うために、表現の担い手及び団体、企業等と連携します。</p>

項目	要点	内容
7 <u>子どものための施策推進</u>	子ども（ゼロ歳児含む）	市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、文化芸術に対する理解を深めるために、乳幼児期から文化芸術に身近に触れる機会を提供するための施策を推進します。
8 文化芸術振興計画の策定		市長は、文化芸術振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定します。
9 外部機関の設置		計画の策定・施策の評価などを行う外部機関を置きます。
10 その他		①財政措置 ②財団・公立文化施設の位置づけ ③国や他自治体等との連携 など

〈基本的な考え方〉

- (1)構成は理念を中心にシンプルなものとし、関連施策を列挙するような総花的な構成にはしない。
- (2)「多摩市らしさ」を要点に整理し、条文に入れていく。